

平成29年9月27日

保護者様

長崎市立緑が丘中学校
校長 本田勝一郎

全国瞬時警報システム（Jアラート）等を通じて緊急情報が
発信された場合の臨時休業等の取扱いについて（お知らせ）

標記の件について、長崎県教育庁及び長崎市教育委員会から通知がありました。
つきましては、Jアラート等を通じて本県域に緊急情報が発信された場合の臨時休業等の取扱いについては、生徒及び教職員の安全確保を最優先し、下記のとおりとします。

ご家族の安全確保のため、命を守る行動に徹するよう、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

- 1 登校前に、「Jアラート等による屋内避難の呼びかけ」があった場合
■原則として、安全が確保されるまでの間「自宅待機」。
- 2 警報解除後、「安全が確保された旨の情報提供」があった場合
■登校等について学校より学級連絡網にて連絡。

※各家庭で学級連絡網の確認をお願いします。

- 3 登下校中に、「Jアラート等による屋内避難の呼びかけ」があった場合
■近くのコンクリート造り等の頑丈な施設や、建築物内に避難し、バック等で頭部を守る姿勢をとる。
- 4 学校で活動中に、「Jアラート等による屋内避難の呼びかけ」があった場合
■校舎内に避難させ、「安全が確保された旨の情報提供」があるまで、生徒の安全確保に努める。
- 5 週休日及び祝日に、「Jアラート等による屋内避難の呼びかけ」があった場合
■上記に準じた行動をとると共に、長崎市の防災無線等の指示に従う。

※裏面に、「弾道ミサイル落下時の行動について」を載せています。

担当：教頭
電話：845-2151